

○財務省告示第三百三十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十九年四月十七日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年五月十二日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百七

十五回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

ごとに応募限度額を定めるもの





十三

別参加者  
第II競争  
格競行  
入札発行  
入札率  
利率  
経過  
の払込み

十四

初期利子

額面金額の総額  $\frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}$   
る。定算する期日に払い込むものとす  
り算出した金額を第二十号に規  
払込金額に追加し、第二号によ  
募入金決定の通知を受けた者は  
年〇・一パーセント  
平成二十九年十月十五日を  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う。以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。  
額面金額  $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

十五

第二期  
以後の  
利子

十六  
十七  
十八

償還  
償還  
元金  
払場所  
入札参加

二十

払込期日

平成二十九年四月十七日  
財務大臣から通知を受けた者